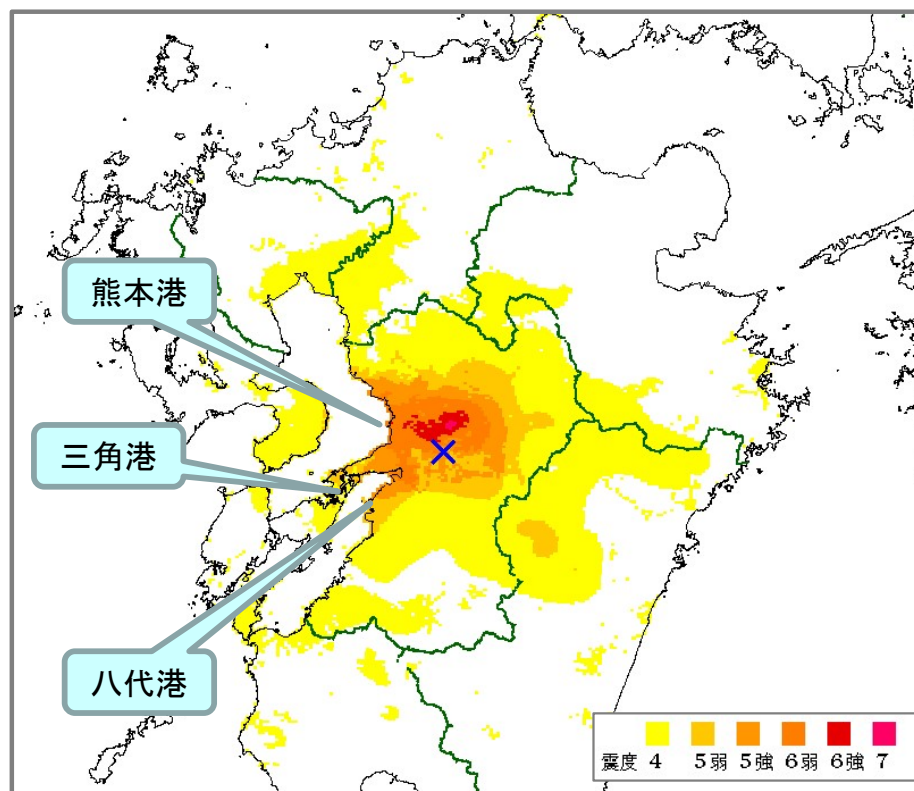


港湾法第55条の3の3の制度概要

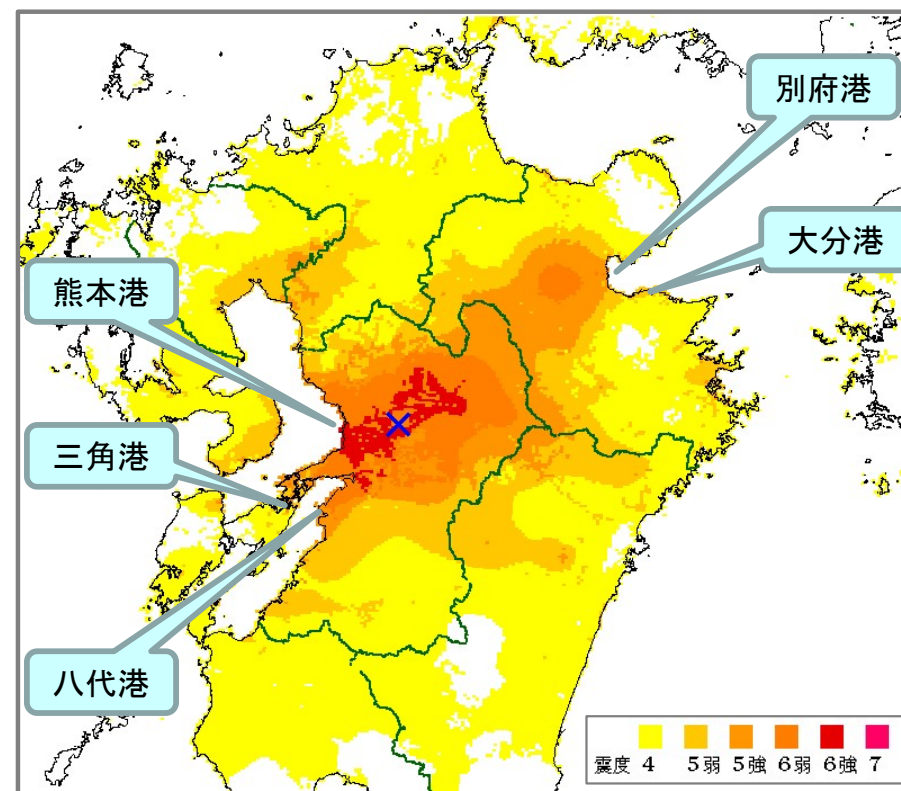
令和2年2月6日

国土交通省港湾局海岸・防災課 災害対策室
課長補佐 谷上 正晃

- 最大震度7を計測するなど、広範囲にわたって震度5弱以上を記録。
- 震度1以上を累計4,300回以上観測するなど、余震が長期間・多数記録。
- 震源直近の熊本港では震度6強を記録。しかしながら、震源が比較的内陸であったため、港湾についてはクラックの発生等の軽微な被害は多数あるものの、岸壁倒壊・落橋等の顕著な被害は確認されていない。



4月14日(木)21:26 最大震度7
(M6.5)



4月16日(土)1:25 最大震度7(M7.3)

港湾における主な被災状況(熊本港・別府港・三角港・八代港)

【熊本港】

- ① 臨港道路で段差等の発生。
- ② 車両乗降用可動橋の変形、人道橋の連結部・基礎の破損、駐車場内の舗装にクラック発生。
- ③ ガントリークレーンの基礎沈下、部材の不具合。



【別府港】

- ① 岸壁背後の液状化
- ② 岸壁背後の陥没
- ③ 砂浜にくぼみ発生

※別府港以外の大分県内の重要港湾(大分港・佐伯港等)は被害なし



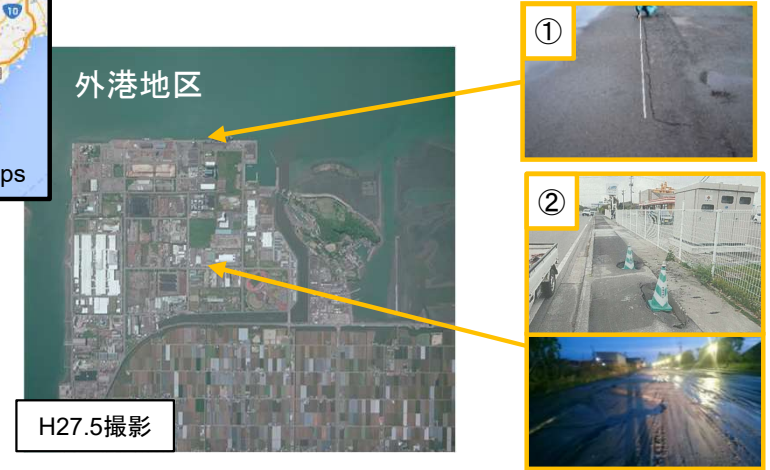
位置図



【三角港】

- ① エプロンの一部に目地開き、クラック発生。
- ② 緑地歩道部のインターロッキング破損。

外港地区



【八代港】

- ①-10m岸壁背後にクラック発生。
- ②臨港道路複数箇所にて液状化・陥没等の被害発生。

熊本港におけるフェリー・外貿定期コンテナ航路の再開

- 熊本港ではフェリー乗り場の可動橋及びガントリークレーンが被災し、フェリー航路(熊本～島原:16便/日)及び釜山港とを結ぶ外貿定期コンテナ航路が運休。
- 国(国土交通省と港湾空港技術研究所)による緊急調査団が部材切断等の応急復旧に関する助言を実施し、熊本県の当初想定よりも前倒しし、22日よりフェリー運航、23日より外貿定期コンテナ航路が再開。

外貿定期コンテナ航路の再開



部品の故障
(4/21に復旧)

4/23
航路再開



船名: Sunny Maple
全長: 107.3m
総トン数: 5,834トン
積載可能個数: 342TEU



コンテナターミナル

フェリーターミナル

H27.5撮影

フェリー航路の再開

部材が接触し、上下操作が不可
(4/20に復旧)



4/22
航路再開



接触部分を応急的に切断



支援物資や支援部隊の輸送拠点としての港湾

○震災発生後、港湾管理者を始めとする関係者による速やかな点検、復旧作業により、熊本港、八代港、大分港等に支援物資を積載した海上自衛隊の輸送艦や、海上保安庁の巡視船が入港し、支援物資、支援部隊の輸送拠点として機能。



【大分港】
呉市から飲料水や毛布、災害用トイレ、ブルーシートなどを積載して、17日大分港に入港した海上自衛隊の輸送艦「しもきた」



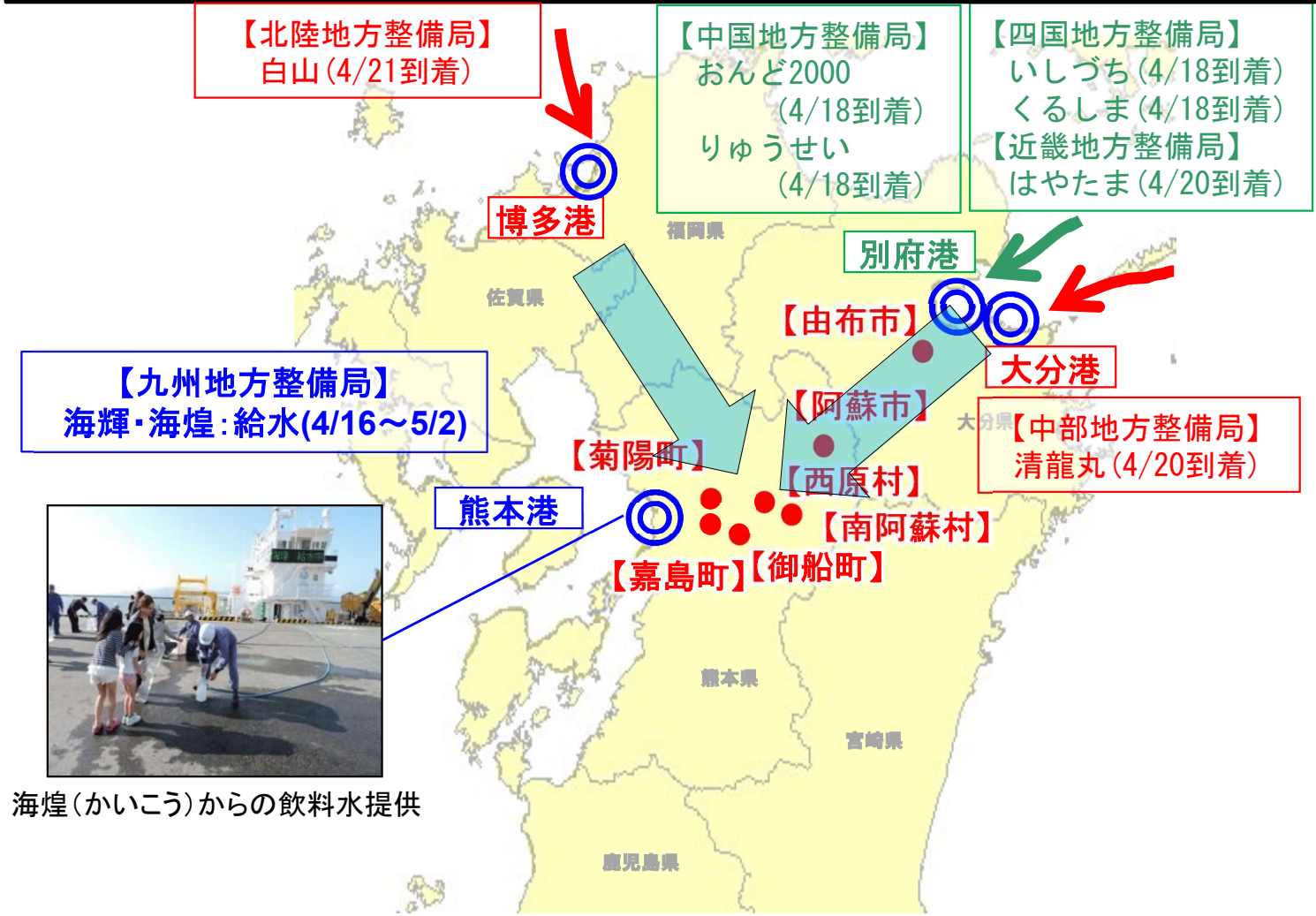
【熊本港】
17日熊本港に入港し、給水支援活動等を行った奄美海上保安部の巡視船「あまぎ」



【八代港】
佐世保地方総監部が集めた缶詰の非常用糧食約6万6000食などを積載して、17日八代港に入港した海上自衛隊の輸送艦「おおすみ」

出典：海上保安庁Facebook、海上自衛隊Facebook及び各種報道から
国土交通省港湾局作成

- 熊本地震の被災者を支援するため、国土交通省港湾局では、全国各地の港湾に配備している船舶（大型浚渫兼油回収船、海面清掃兼油回収船、港湾業務艇）により、飲料水や食料などの支援物資を博多港、別府港、大分港へ輸送。その後、現地の要請に基づき、港湾から被災地へ直接輸送。
- 熊本港で九州地方整備局配備の海洋環境整備船2隻により、4月16日から地域の方々に飲料水を提供。熊本市給水車への供給と併せ、5月2日までに3,500名以上の方々に112,000ℓ以上を提供（500mlペットボトルに換算して、22万4千本相当）



海煌(かいこう)からの飲料水提供

清龍丸による支援物資輸送状況



被災地における現地搬入状況

- 八代港で大型フェリー「はくおう」を被災者の休養施設(宿泊・入浴・食事)として提供。4月23日～5月15日までの間で計1,871名が利用。
- 国土交通省港湾局では、地方整備局に配備している大型浚渫兼油回収船「清龍丸」(中部地方整備局)及び「海翔丸」(九州地方整備局)により三角港において被災者への入浴・洗濯場所を提供。4月23日～4月28日までの間に計328名が利用。

「清龍丸」入浴提供(4/23～4/25)

「海翔丸」入浴提供(4/26～4/28)
船内浴室



入浴後の様子



軽食提供



大型フェリー「はくおう」
休養施設(4/23～)



2016年3月に防衛省が「はくおう」を保有する特別目的会社と10年間の輸送使用契約を締結



熊本地震における岸壁の利用調整

- 支援側の情報、受入側の情報を集約し、バースウィンドウを調整。
- 具体的には、①被災地港湾のバースウィンドウの最大限の活用、②被災地港湾以外も含めた広域的な利用分散、③被災地港湾における一般貨物船の利用の抑制等を実施。

受入側の情報

- ・支援船が利用可能な岸壁の抽出(点検・利用可否判断、応急措置)
- ・県外の港湾の状況把握、背後道路の状況把握

支援側の情報

- ・支援船の利用要請の把握(船型・隻数・投入時期等)
- ・一般貨物船の要請の把握(船型・時期等)

発災後のバースウィンドウの活用例(水深7.5m以上)

バース	延長	4/16~24	4/25~5/1	5/2~8	5/9~15	5/16~22
第1バース	740m	チップ船	穀物	自衛隊 ホテルシップ		チップ船
第2バース			化学	穀物	鋼材	化学
第3バース		木材	大豆	木材	大豆	木材
第4バース	280m	外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船	外航コンテナ船
第5バース		穀物	海保庁	穀物	穀物	穀物
第6バース	200m	自衛隊 (おおすみ、しづかた、いずも)				自衛隊 ホテルシップ
第7バース	165m	海上保安庁 (おおすみ)	セメント	海上保安庁 (おおすみ)	セメント	セメント
5号岸壁	130m	海上保安庁(さつま等)			外航コンテナ	外航コンテナ

八代港

熊本港

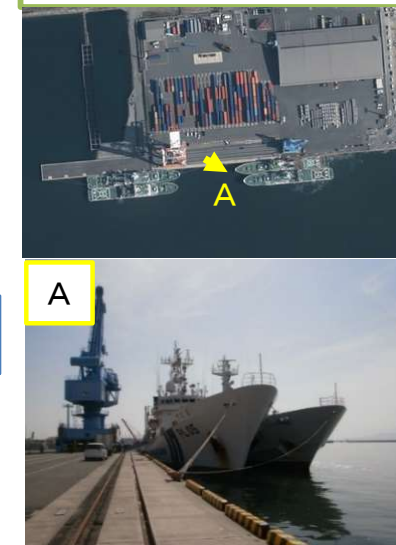
①-1 バースウィンドウの最大限の活用(港内シフト)



①-2 バースウィンドウの最大限の活用(時間帯による使い分け)



①-3 バースウィンドウの最大限の活用(2隻着岸)



並行して

② 広域的な利用分散(博多港、大分港等他県の港湾も含めた広域調整)

③ 一般貨物船の利用の抑制

○非常災害時に、港湾管理者からの要請に基づいて国が港湾施設の利用調整等の管理業務を実施できる制度を創設(港湾法改正、平成29年法律第55号、平成29年7月8日施行)

<背景・必要性>

- 熊本地震の発生後、支援物資等の輸送拠点となる八代港等において、通常の貨物船に加え自衛隊、海保等の支援船舶が集中したことにより港湾が過度に混雑し、港湾利用者との円滑な調整等に支障。
- 被災した熊本県からの要請を受け、港湾の利用調整やその前提となる施設の利用可否判断等について、国が実務上の支援を実施。
- 被災自治体からも、新たな仕組みの構築が提案されている。→

【熊本県知事からの提案】

「大規模災害時に海上からの輸送等の支援を円滑に進めるため、港湾管理者の要請により、国が港湾の利用調整等の管理業務を実施できる仕組みの構築を提案します。」

中央防災会議 [熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG]第5回 (H28. 11. 14)

発災

港湾管理者からの要請

港湾管理業務の全部または一部の国による実施

- ・期間を定めて実施
- ・国が港湾管理を行うことを告示

【全国からの支援物資の輸送拠点となった港湾】



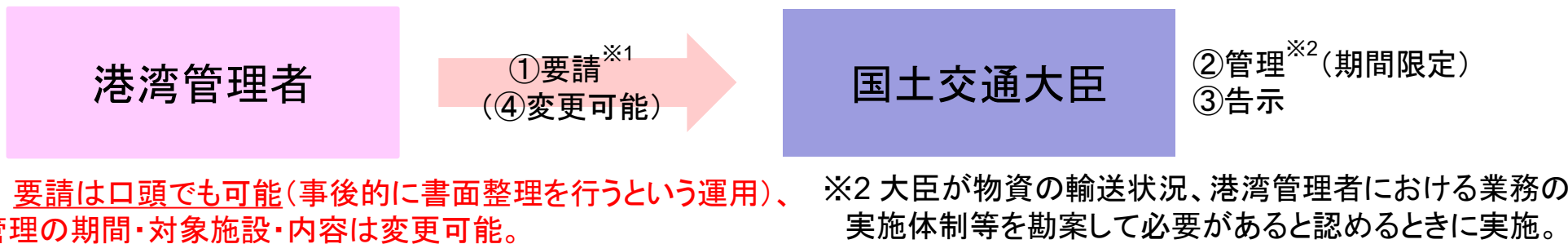
【支援船等の利用が集中する様子(八代港)】



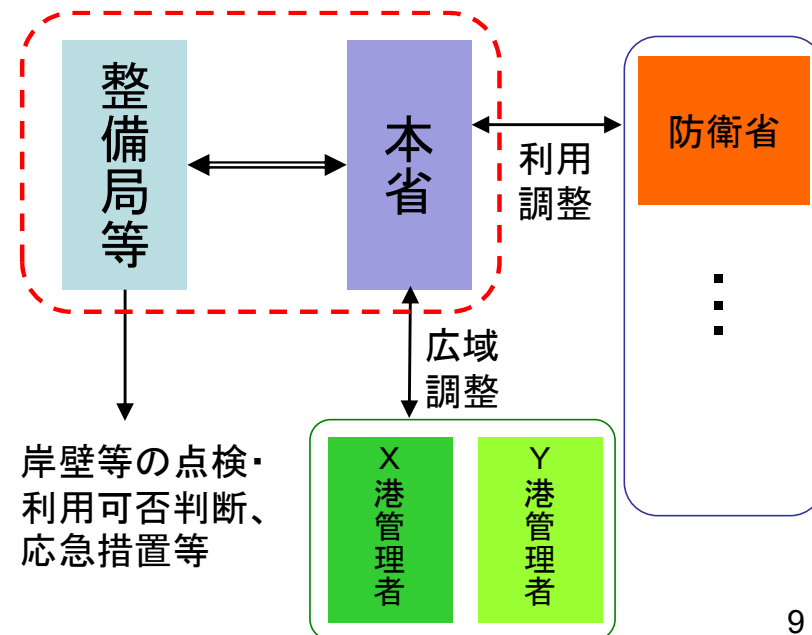
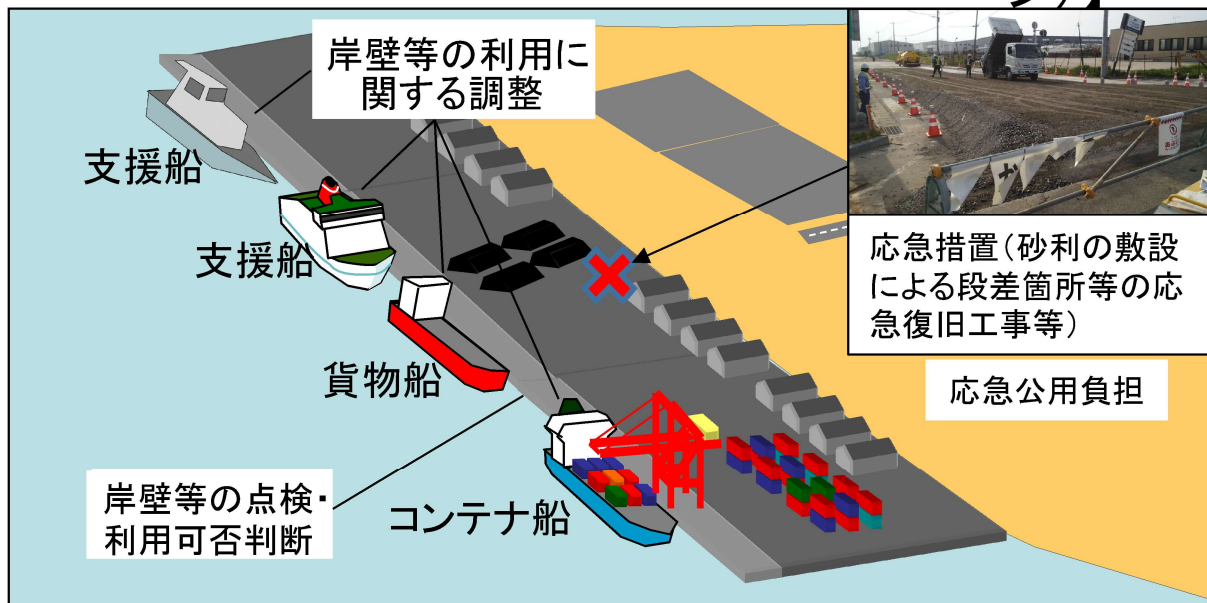
利用調整等が円滑かつ迅速に行われなかった場合

- ・円滑な被災地支援に支障が発生
- ・震災直後の背後圏の経済・産業活動の損失・支障が拡大。

○非常災害時において、港湾管理者からの要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して必要があると認めるときは、国が港湾施設の利用調整等の管理業務を行うことができる。



【非常災害時に港湾管理者からの要請を受けて国が行う港湾施設の管理業務(イメージ)】



- 非常災害時における港湾管理は、通常時の港湾管理とは異なり、支援物資の受け入れのための利用調整等の業務が中心となる。
- 具体的には、自衛隊や海上保安庁等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁の点検・利用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等の業務を想定。

○岸壁等の利用に関する調整

- ・港湾を含む交通ネットワークの広域的な被災状況、復旧状況を踏まえ、自衛隊・海上保安庁等と支援船舶の受入港を調整する
- ・自衛隊・海上保安庁等の支援船舶、民間企業の一般貨物船等について、利用希望時間、利用可能な施設の状況を踏まえ、利用岸壁・利用時間帯を割り当てることで、円滑な被災地支援を可能とする



岸壁の利用状況

○岸壁等の点検・利用可否判断

- ・岸壁やふ頭用地、臨港道路等の損傷の有無、状況について点検を行う
- ・損傷の状況に応じ、利用可能か判断することで、緊急物資輸送等に利用可能な施設を抽出する



岸壁の点検状況

○応急復旧・支障物件の撤去

- ・臨港道路やふ頭用地に生じた段差について、砂利や式鉄板の敷設等を行い、緊急輸送車両の通行を可能とする
- ・臨港道路やふ頭用地に散乱している瓦礫等を撤去し、緊急輸送車両の通行を可能とする
- ・航路に漂流、沈没している瓦礫、コンテナ、車両等を撤去し、緊急物資輸送船の入港を可能とする



臨港道路の応急復旧工事



臨港道路における車両移動

港湾法 第五十五条の三の三

(非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等)

第五十五条の三の三

1 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾施設の管理を自ら行う場合において、同項の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障の無い範囲内で、当該管理の内容又は期間を変更するものとする。

4 国土交通大臣は、前項の規定により第二項の規定による告示をした事項に変更があったときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。

5 第五十五の三の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が港湾施設の管理を行う場合について準用する。

○国土交通省告示第九百四十八号
 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港湾管理者の管理する港湾施設の管理を開始したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
 平成三十年七月十九日
 国土交通大臣 石井 啓一

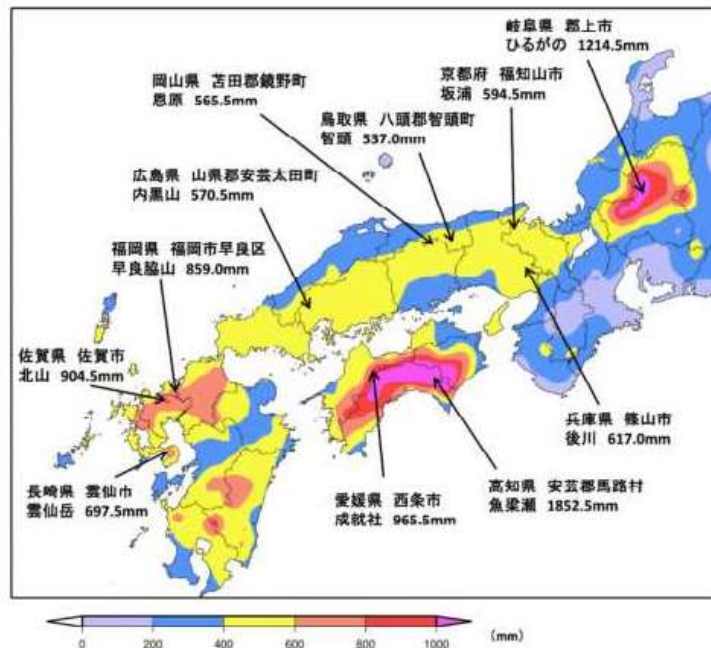
一 国土交通大臣が管理する港湾施設（以下「大臣管理施設」という。）を管理する期間 平成三十年七月十六日から平成三十年八月十五日まで
 二 大臣管理施設が設置されている港湾の名称 呉港
 三 大臣管理施設が設置されている港湾の港湾管理者の名称 広島県呉市
 四 大臣管理施設の種別、名称及び所在地 別表のとおり
 五 国土交通大臣が大臣管理施設について行う管理の内容 別表のとおり

係留施設（物揚場）	係留施設（物揚場）	係留施設（岸壁）	係留施設（岸壁）	係留施設（岸壁）	水城施設（泊地）	水城施設（泊地）	水城施設（泊地）	水城施設（泊地）	種類	名称	所在地	管理の内容
川原石第二物揚場	川原石第一物揚場	③川原石南ふ頭岸壁（西側）	②川原石南ふ頭岸壁（西側）	広島県呉市	宝町地区泊地（マトル）	広島県呉市	広島地区泊地（マイナス五・五メートル）	広島地区泊地（マイナス四・五メートル）	阿賀地区泊地（マイナス七・五メートル）	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去	泊地における沈没物その他の物件の除去
広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	広島県呉市	泊地における沈没物その他の物件の除去	泊地における沈没物その他の物件の除去	泊地における沈没物その他の物件の除去	泊地における沈没物その他の物件の除去

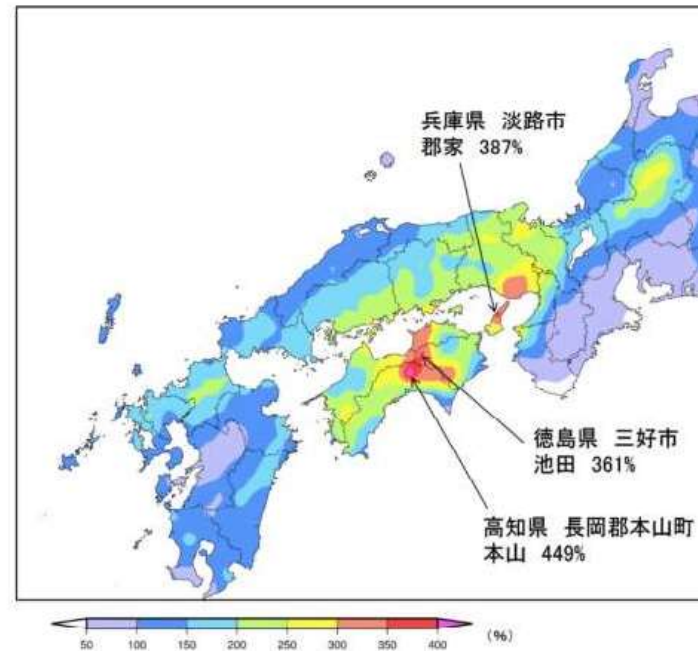
平成30年7月豪雨の概要

- 前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。
- 6月28日から7月8日にかけての総雨量は、四国地方で1800ミリ、東海地方で1200ミリを超えるなど、7月の月降水量平年値の2 から4 倍となったところもあった。
- 48時間雨量、72時間雨量などが、中国地方、近畿地方などの多くの地点で観測史上1位となった。
- 西日本を中心に、河川の氾濫や洪水、土砂災害などの被害が発生。
- 人的被害(死者221人、行方不明者9人、負傷者387人)。住家被害(全壊6,093棟、半壊9,731棟、一部破壊3,682棟、床上浸水8,878棟、床下浸水20,086棟) ※消防庁情報:平成30年8月14日17:30現在
- 港湾においては、係留施設や上屋に軽微な被害が幾つか発生したものの、岸壁倒壊・落橋等の顕著な被害は生じていない。また、漂流物による港内埋塞や一般海域への流出、海浜への漂着も多数発生したが、航行や荷役が全くできなくなるような事態にはならなかった。

期間降水量分布図(6月28日0時~7月8日24時)



期間降水量と平年値(7月)との比較図(6月28日0時~7月8日24時)



出典:気象庁HP

1. 港湾局所有船舶による支援

- 中国、近畿、四国、九州地方整備局所属の港湾業務艇及び海洋環境整備船により物資支援、給水支援を実施
- 中部地方整備局所属の大型浚渫兼油回収船「清龍丸」により物資支援、入浴支援、洗濯支援を実施
- 7月8日～8月9日の実施状況(港湾局所有船舶)

【給水】

3箇所(呉市(広多賀谷地区、下蒲刈島、阿賀マリノポリス地区))

12回 (47,700ℓ)

【物資】

17箇所(呉市(下蒲刈島、上蒲刈島、豊島、長浜地区 他)、三原市(佐木島、糸崎港)、尾道市(因島、生口島、尾道港)、竹原市(竹原港)、江田島市(中田港)、上島町(弓削島、岩城島))

49回 (飲料水、食料、おむつ、生理用品、マスク、土嚢袋、ブルーシート 他)

【入浴・洗濯】

1箇所(呉市(阿賀マリノポリス地区))

7日間(1,199人)

【漂流物回収量】

7,381^m³(平常の回収量の約4倍、海洋環境整備船11隻が延べ239隻・日出動)

- 参考

【漂着物発生状況】

17,647^m³



大型浚渫兼油回収船「清龍丸」



海洋環境整備船「おんど2000」

港湾局の支援概要(2)

2. 関係機関と協力した支援物資の輸送

【近畿地方整備局】

- 大阪府市長会と連携し、同会からの救援物資を堺泉北港基幹的広域防災拠点に集約し、同防災拠点の備蓄物資とともに、大型浚渫兼油回収船「清龍丸」により輸送を実施
(9日:名古屋港出港→10日:堺泉北港経由→11日:呉港到着)
- (一社)日本埋立浚渫協会の協力のもと、堺泉北港基幹的広域防災拠点の備蓄支援物資、大阪府市長会からの救援物資等を、被災地へ陸上及びフェリーにより輸送(発電機付夜間照明装置、飲料水、ウォータータンク、マスク、ブルーシート 他)

【関東地方整備局】

- 海上自衛隊の輸送艦による協力のもと、横須賀港から被災地へ向けて備蓄飲料水(500ml 9,600本)を輸送
(13日:呉市到着→江田島市)

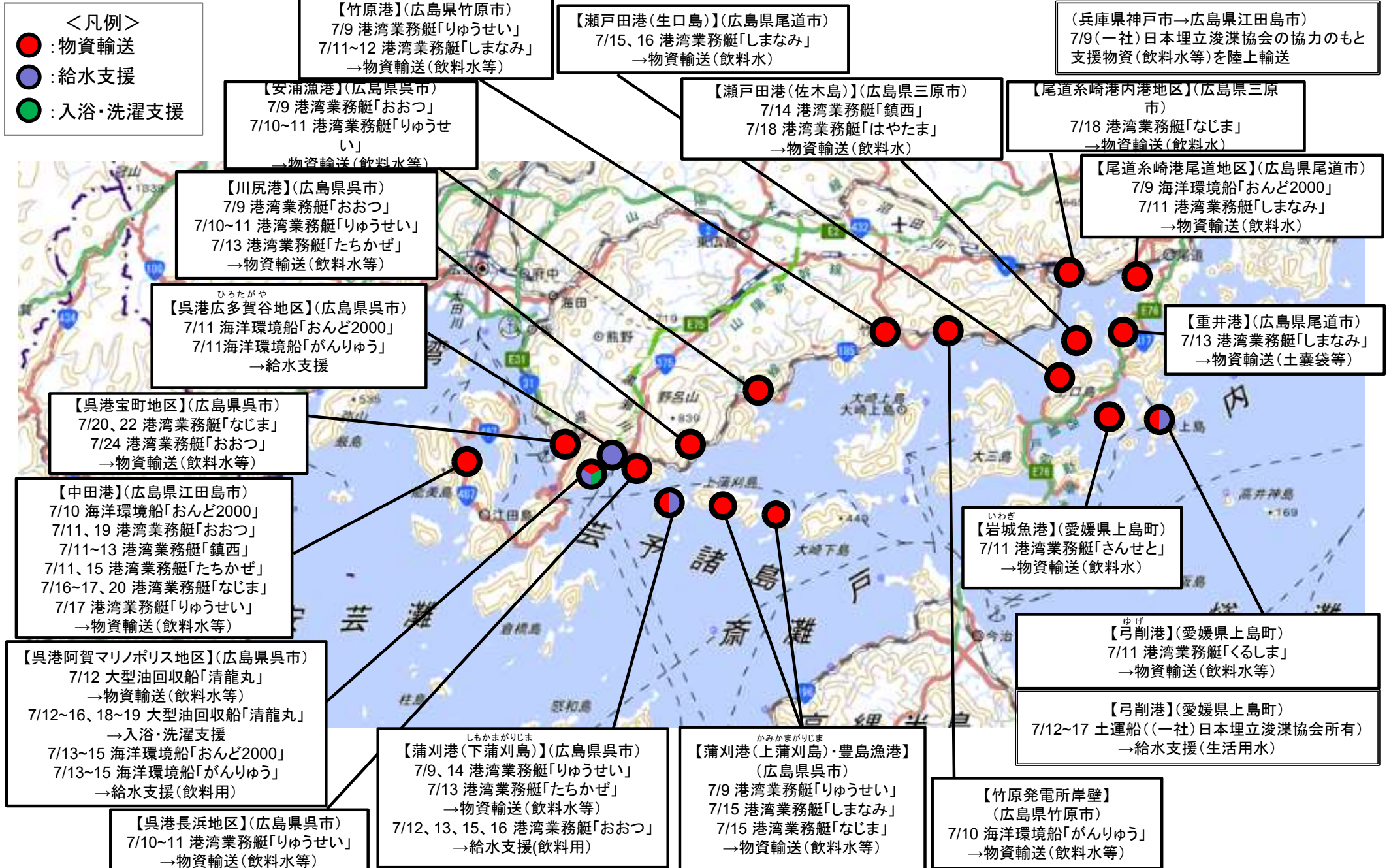
【中国地方整備局】【四国地方整備局】

- (一社)日本埋立浚渫協会の協力のもと、漂流物の回収(瀬戸内海、呉港内)、及び愛媛県上島町(弓削島2箇所、生名島1箇所)で生活用水の給水支援(7月12日~17日の給水量 24,800ℓ) ※ 水道復旧により17日をもって活動終了

3. 円滑な被災者支援への取り組み

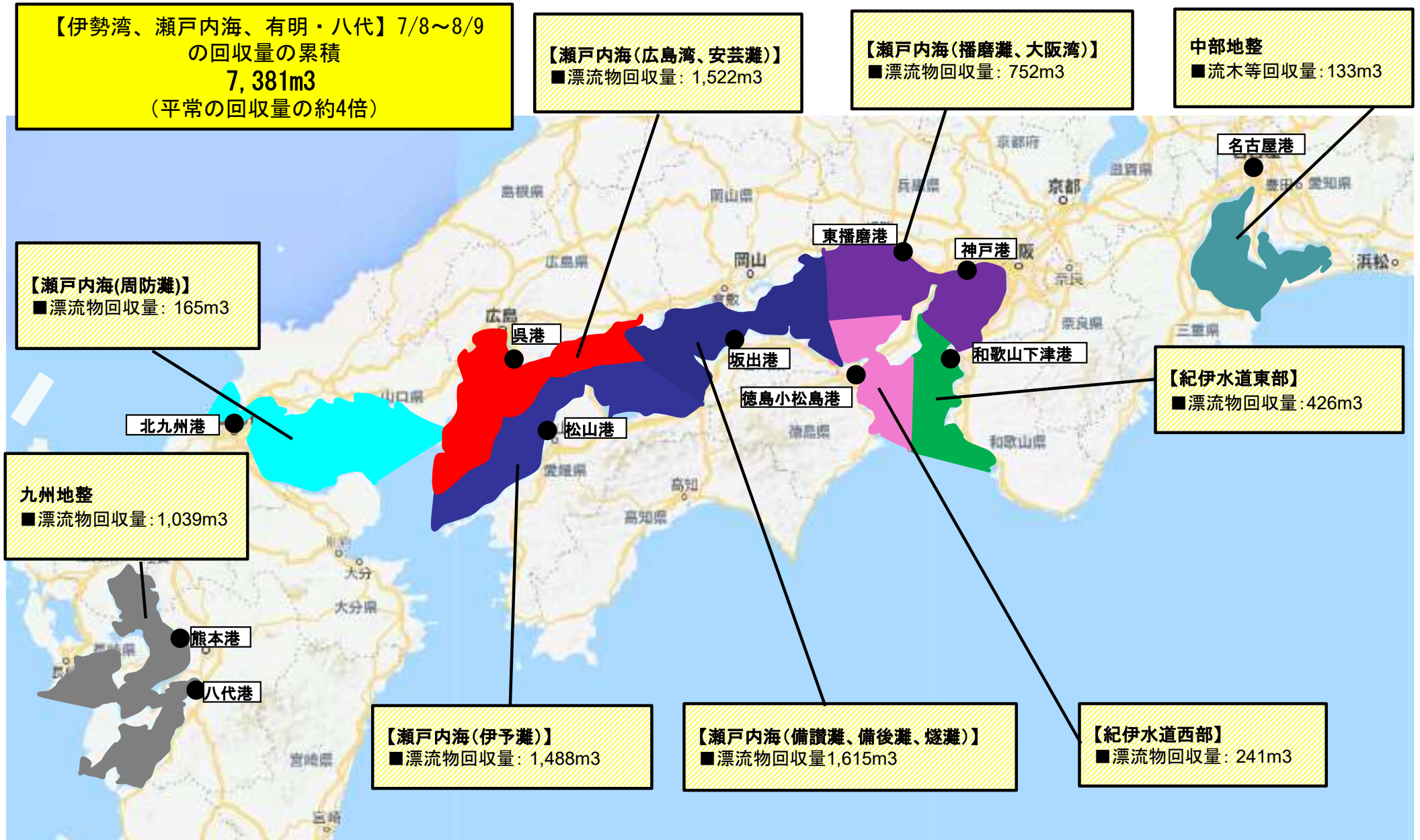
- 海上保安庁の巡視船による支援物資の輸送において、利用可能バースの情報提供を行うとともに、SOLAS制限区域への給水車の入域に関して港湾管理者へ助言を行い、円滑な給水作業を確保
- 陸上自衛隊の災害支援部隊の輸送(苫小牧港→三田尻中関港)において、利用する岸壁を港湾管理者(苫小牧港管理組合、山口県)と調整を実施(13日21:00苫小牧出港、15日9:35三田尻中関港入港)
- (一社)日本港運協会に、支援物資や人員輸送等の岸壁利用に係る調整協力を要請
- 呉港での清龍丸(港湾局)、青雲丸(海事局)による入浴・洗濯支援において、利用する岸壁を港湾管理者(呉市)と調整を実施
(入浴・洗濯支援:清龍丸12日12:00~16日20:00、17日岩国港補給、18日18:00~19日20:00、青雲丸14日13:00~16日19:00)
- 防衛省「はくおう」の寄港先となる尾道糸崎港 糸崎地区(三原市)で、利用する岸壁を港湾管理者(広島県)及び海上保安庁と調整を実施(14日17:30尾道糸崎接岸、15日15:00~29日入浴支援、30日宇野港へ)

港湾における支援状況一覧(7月9日~25日)



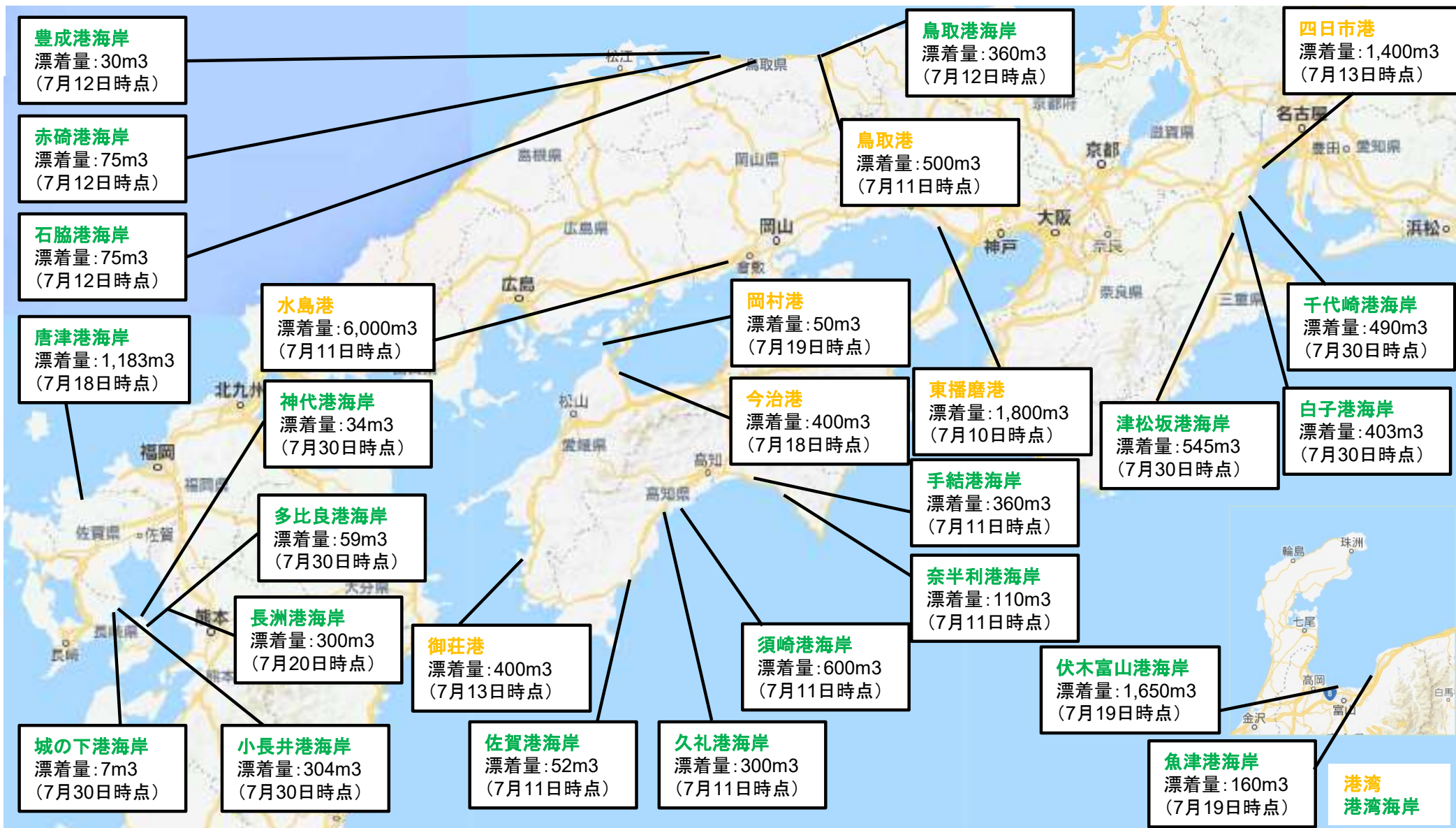
流木等漂流物への対応 (7/8~8/9の回収量の累積)

8月9日 20時00分 時点



豪雨による港湾・港湾海岸における漂着物の発生状況

○平成30年7月5日からの豪雨による港湾及び港湾局所管海岸への流木等の漂着については合計17,647m³を確認している。

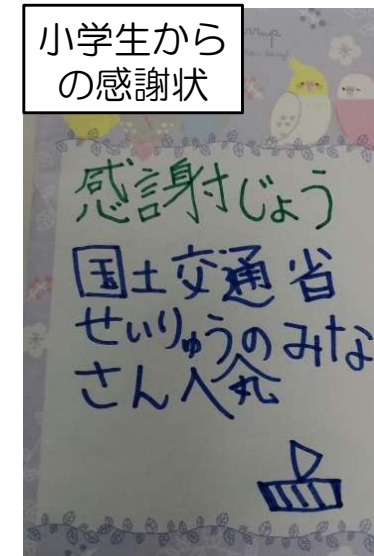


- ◆ 中部地方整備局所属の「清龍丸」が支援物資を搭載し、7月9日の18時に名古屋港を出港、11日 の19時に広島県呉港阿賀マリノポリス地区に到着
- ◆ 12日より被災地の皆さんへの入浴・洗濯支援を開始し、7月19日(木)まで実施
- ◆ 累積の入浴者数(～7月19日(木)): 1,199名(男性489名、女性710名)

利用者の声

- ・久しぶりの入浴でとても気持ちよかったです！洗濯ができないので、タオルが使えてとても助かりました。いたれりつくせりで本当にありがとうございました！！
- ・7日振りにお風呂を使って髪を洗えて嬉しかった。
- ・とても助かりました。ありがとうございました。
- ・洗濯支援が全てそろっていたので家みたいに使わせて頂きました。
- ・贅沢言えば、今日着てきた服も洗濯して帰りたかったです。また、来ます。
- ・清潔で安心して入浴できる環境が大型船の中にあり、本当にゆっくり体を洗えました。さっぱり気持ちよかったです。大満足です。感謝しています。
- ・とても癒やされました。ありがとうございました。
- ・忙しい中ありがとうございました。イヤな生活もここに来て少しずつ頑張ろうと思いました。本当にありがとうございました。
- ・また、呉に来て欲しいです。中を見学したい。親切に笑顔で接して頂き、ありがとうございました。

小学生からの感謝状



利用者の様子



利用者の様子



浴槽



脱衣所



利用者がくつろぐ様子



- かまがり しもかまがり
- 活動場所：蒲刈港（下蒲刈島）
 - 活動概要：給水支援（飲料水）

- 10時から給水支援を開始（給水制限なし）
- 累計の提供量：10,700リットル



港湾業務艇「おおつ」による給水支援状況



多くの方に飲料水を提供



多くの方に飲料水を提供

ひろたがや

- 活動場所：呉港広多賀谷地区岸壁（水深5.5m）
- 活動概要：給水支援（飲料水）

- 10時から給水支援を開始（給水制限なし）
- 提供量：13,500リットル
（給水車10台、一般市民150人）



海洋環境整備船「がんりゅう」(手前)、「おんど2000」(奥)



一般市民への給水



給水車への供給



一般市民への給水

海洋環境整備船おんど2000、がんりゅうによる給水支援(H30.7.13~15)

- 活動場所：呉港阿賀マリノポリス地区（水深7.5m）
- 活動概要：給水支援（飲料水）

- 10時から給水支援を開始（給水制限なし）
- 累計の提供量：23,500リットル



一般市民への給水



一般市民への給水



タンクへの給水



タンクへの給水

愛媛県上島町へ給水支援(生活用水)(H30.7.12~17)

かみじまちょう ゆげじま いきなじま

- 活動場所：愛媛県上島町（弓削島2箇所、生名島1箇所）
- 活動概要：給水支援（生活用水）

- 終日、給水可（給水制限なし）
- 累計の提供量：24,800リットル

- 飲料水の供給に引き続き、風呂水等の生活用水不足に対処するための生活支援として、7月12日（木）～7月17日（火）の6日間、一般社団法人日本埋立浚渫協会、四国地方防災エキスパート（港湾・空港）と連携して、船舶を活用し生活用水を輸送しました。合計 約24,800リットルの生活用水を住民の方々に利用して頂きました。

※ 輸送は、災害協定に基づき、一般社団法人日本埋立浚渫協会に出動要請を行い実施。



設置状況(弓削港)



設置状況(生名立石多目的グラウンド)



給水状況



給水状況



給水状況



給水状況
(防災エキスパートと連携)



- 活動場所：呉市、三原市、尾道市、竹原市、江田島市、上島町 かみじまちょう
- 活動概要：物資輸送（飲料水、食料、おむつ、生理用品、マスク、土のう袋、ブルーシート 他）



港湾業務艇「りゅうせい」(中国地整)@呉市(蒲刈港)



港湾業務艇「鎮西」(九州地整)@三原市(瀬戸田港)



大型浚渫兼油回収船「清龍丸」(中部地整)
@呉市(呉港)



港湾業務艇「はやたま」(近畿地整)
@三原市(瀬戸田港)



港湾業務艇「くるしま」(四国地整)
@上島町(岩城島)

- 活動場所：伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代
- 活動概要：流木等漂流物の回収

7月8日～8月9日の瀬戸内海における漂流物回収量：
7,381 m³（昨年同期比：約4倍）



海洋環境整備船「クリーンはりま」(近畿地整)による回収作業



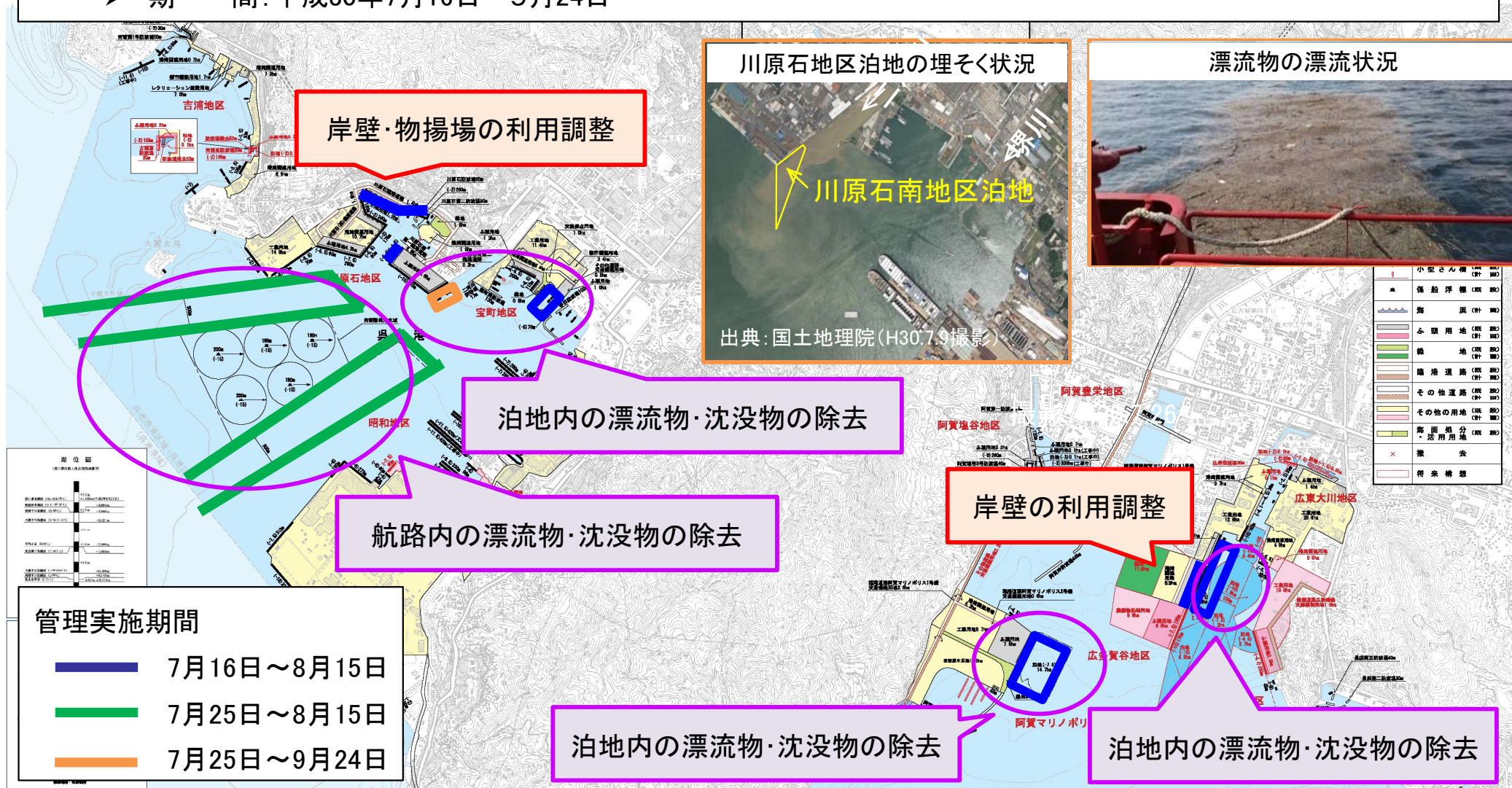
流木が大きすぎるため、職員が切断して回収



流木回収状況

防災施策

- 平成30年7月豪雨により、河川から港湾区域内に土砂や流木等が流出。
- 港湾法55条の3の3に基づき、呉港港湾管理者である呉市からの要請により、国土交通大臣が呉港の港湾施設の一部管理を実施。
 - 管理内容: 呉港の一部岸壁・物揚場の利用調整及び沈没物その他の物件の除去
 - 期 間: 平成30年7月16日～9月24日



平成30年8月26日 中国新聞

平成30年8月26日 産経新聞

呉港の堆積土砂 浚渫開始 国交省、来月下旬に完了

西日本豪雨

5〜5.5メートルの港に、1〜2メートル程度の土砂が堆積して

いる。整備局の推計では、堆積

国土交通省中国地方整備局は25日、西日本豪雨で川から呉港に流入した大量の土砂の浚渫に着手した。現状では堆積した土砂で港の水深が浅く、船が停泊しにくい。作業船が大型クレーンに取り付けたバケットを何度も海底に沈め、土砂をかき出す作業を繰り返した。9月下旬には完了する予定。



西日本豪雨で流入した海底の土砂を浚渫する作業船—呉港

土砂は約4400平方メートルの範囲に約6800立方メートル。港は鋼材の輸送などに利用されているが、現状では船が停泊する際、船底が深く沈まないように積み荷を減らす必要がある。港湾機能に支障が出ている。整備局は緊急復旧事業として今回、土砂を浚渫する作業を始めた。作業船のそばには、鋼製の「汚濁防止柵」を取り付け、浚渫時に土砂の濁りが付近に流出しないように配慮。作業船のクレーンの先に、一度に3・5立方メートルの土砂をつかみ取れるバケットを装備し、枠内の海底に何度も投入した。引き揚げると同時に、黒ずんだ大量の土砂が姿をみせた。浚渫した土砂は江田島市に海上運搬し、薬場造成の材料として活用する。整備局の出口和也・広島港湾・空港整備事務所副所長は「一日も早く港湾機能を回復するため、浚渫事業を進めていきたい」と話している。

西日本豪雨影響で土砂堆積

呉港でしゅんせつ開始

川原石南埠頭東側 国が代行初の適用

西日本豪雨の影響で河川からの土砂が堆積し、主に鋼材の搬出に支障が出ている呉市基地町の川原石南埠頭東側で25日、しゅんせつ工事が始まった。港湾管理者の呉市から要請を受けた中国地方整備局が実施。災害時に港湾管理者が要請した場合、国が施設管理を代行できるようにした改正港務法を全国で初めて適用した。9月下旬までの完了を目指す。

(三浦光博)

埠頭がある川原石南地区の周辺には、一河川から流れ出た土砂が約4400平方メートルにわたって1〜2メートル堆積した。このため、干潮時

なびに輸送船の立ち寄りが困難な場合があるという。約6800立方メートルと推計される土砂を撤去し、本来の水深4・5〜5・5メートルに戻す。作業船1隻が埠頭の東側埠頭から約20分離れた地点で作業。大型アームを使って、海面に浮かべた14台四方の枠内から次々と土砂をすくい、船内に収容した。この日は約300立方メートルを取り除いた。除去した土砂は、江田島市大穂町沖の海中で造成中の深江築港に輸送して活用する。整備局によると、川原石南地区は製鉄所などから届いた鋼材をいったん荷揚げし、呉市内の造船などの各事業所に船で運ぶ重要な拠点。運び込まれる鋼材は年間約16万トンに上るといふ。しゅんせつ工事は約9千万円を見込み、国が3分の2、呉市が3分の1を負担する。整備局広島港湾・空港整備事務所の出口和副所長は「一日も早く本来の機能を取り戻せるよう工事を進めたい」としている。



クレーンを使って海中の土砂を撤去する作業船

